社会福祉法人豊友会定款

第１章　総　　則

(目的)

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉

サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第２種社会福祉事業

イ　障害福祉サービス事業の経営

(名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人豊友会という。

(経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわし

い事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サ－ビスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を大分県津久見市大字上青江３５４９番

地に置く。

第２章評議員

(評議員の定数)

第５条　この法人に評議員７名を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任

及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合に、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、

かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のう

ち最終なものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を

妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等）

第８条　評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。また、当分の間、報酬は支給しない。

２　評議員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の議決により定める。

第３章　評議員会

(構成)

第９条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

(１)　理事及び監事の選任又は解任

(２)　理事及び監事の報酬等の額

(３)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(４)　計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(５)　定款の変更

(６)　残余財産の処分

(７)　基本財産の処分

(８)　社会福祉充実計画の承認

(９)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で

定められた事項

(開催)

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３カ月

以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う｡

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(１)監事の解任

(２)定款の変更

(３)その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ご

とに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補

者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛

成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで

の者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項につい

て議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁

的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があ

ったものとみなす。

(議事録)

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、

議事録を作成する。

２　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第４章　役員及び職員

(役員の定数)

第15条　この法人には、次の役員を置く。

(１)理事　６名

(２)監事　２名

２　理事のうち１名は、理事長とする。

(役員の選任)

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人

を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、自己の職務の執行の状況について、毎会計年度に４

カ月を超える間隔で２回理事会に報告しなければならない。

(監事の職務の権限)

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところ

により、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、

この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年

度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、

再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の

満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が

就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員

会の決議によって解任することができる。

(１)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(２)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに

堪えないとき

(役員の報酬等）

第21条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することと

し、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。また、

当分の間、報酬は支給しない。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の議決により定める。

(職員)

第22条　この法人に職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長（以下「管理者」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　管理者以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

(構成)

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定め

るものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

　(１)　この法人の業務執行の決定

　(２)　理事の職務の執行の監督

(３)　理事長の選定及び解職

(招集)

第25条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理

事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わる

ことができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた

ときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条　理事会の議事については、法令で定めるところより、議事

録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただ

し、記名押印するものを当該理事会に出席した理事長及び監事と

することができる。

第６章　資産及び会計

(資産の区分)

第28条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の２種とする。

２ 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）現金　　定期預金　１，０００，０００円

（２）大分県津久見市大字上青江字坂本３５４９番地、３５４９番地２　所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建　うばめ園　園舎　１棟　４４１．２平方メートル

（３）大分県津久見市大字上青江字坂本３５４９番地所在の鉄骨造

スレート葺平家建　うばめ園　作業所　１棟　６７．６５平方

メートル

（４）大分県津久見市大字上青江字坂本３５４９番地所在の鉄骨造スレート葺平家建うばめ園　作業所　１棟　１２１．０８平方メートル

（５）大分県津久見市大字千怒字鯛網代１番地２所在の鉄骨造陸屋

根亜鉛メッキ鋼板葺平家建　うばめ園分場　作業所　１棟　３

２２．１８平方メートル

|  |
| --- |
| (６）津久見市大字千怒字芝ノ花５０４９番地２、３２６番地３、  ５０４９番地、５０５４番地所在の鉄骨造陸屋根瓦葺平家建う  ばめ園あゆみ舎1棟４４３．０９平方メートル |

（７）大分県津久見市大字上青江字坂本３５４９番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　うばめ園作業所１棟　２３２．８７平方メートル

３ その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

４ 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲

げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、津久見市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、津久見市長の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場

合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が

管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計

年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受

けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了

後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事

会の承認を受けなければならない。

　(１) 事業報告

　(２) 事業報告の附属明細書

　(３) 貸借対照表

　(４) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

　(５) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動

計算書)の附属明細書

　(６) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び

第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類

についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受け

なければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置

き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置

き、一般の閲覧に供するものとする。

　(１)　監査報告

　(２)　理事及び監事並びに評議員の名簿

　(３)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

　(４)　事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月

３１日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めの

あるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上

の同意がなければならない。

第７章　解散

(解散)

第36条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号

から第６号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　　定款の変更

(定款の変更）

第38条　この定款を変更しようとするときは、評議員の決議を得て、津久見市長の認可(社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたとき

は、遅滞なくその旨を津久見市長に届け出なければならない。

第９章　　公告の方法その他

(公告の方法）

第39条　この法人の公告は、社会福祉法人豊友会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則）

第40条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法

人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うもの

とする。

　　　　　　理事長　徳　脇　隆

　　　　　　理　事　薬師寺　浩

　　　　　　同　　山　田　正　俊

　　　　　　　同　　田　中　治　郎

　　　　　　　同　　高　野　剛　郎

　　　　　　　同　　板　井　行　雄

　　　　　　監　事　中津留　信　正

　　　　　　　同　　遠　藤　正　剛